

# 第四次長野市総合計画

## 基本構想

### まちづくりの基本方針編

- ・ 第1章 行政経営の方針・素案たたき台
- ・ 第2章 まちづくりの方針（施策の大綱）・素案たたき台

### 目標編

- ・ 第4章 土地利用構想・素案たたき台

この素案たたき台は、各部会での分野ごとの議論に際して、全体の内容を参考にご覧いただけるよう、現段階の素案たたき台をまとめたものです。各部会での議論により今後の内容が変わりますのでご承知ください。

平成18年1月

## 第四次長野市総合計画の使用語句について

- 1 計画中で頻繁に使用する語句について、概ね以下の事例により使用するものとする。(協働して取り組む施策・事業を含む。)

推進・・・主に市として取り組むべき施策・事業、または進めている施策・事業

(例) 健康づくりの推進、協働体制の推進

促進・・・直接市が行う施策・事業ではないが、進み方がはかどるようにするべき施策・事業

(例) 社会参加の促進、芸術活動の促進

整備・・・主に市として未完成の体制などを完全なものにすること。また、新築、改築、改修など、施設を使えるような形に整えること。

(例) 施設の整備、支援体制の整備、環境の整備

充実・・・主に市として体制や施策・事業等の内容をレベルアップすること。また、施設の設備等を改善したり、増やしたりすること。

(例) 消防体制の充実、相談体制の充実

形成・・・主に市として取り組むことによって目標の状態をかたちづくること。

(例) 社会の形成、文化の形成

## 第1章 行政経営の方針

---

本市を取り巻く社会経済情勢や行財政の変化の中において、多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、限られた「行政の経営資源」<sup>1</sup>をより効率的・市民本意位に活用し、これからのまちづくりを進めるための方針を、ここに掲げます。

この方針は、第2章のまちづくりの方針（施策の大綱）を推進するための基本的な方針でもあります。

### 1 役割分担と協働によるまちづくりの推進

- ・市民、地域、関係団体等や行政が果たすべき役割分担を明確化にし、それぞれの協働<sup>2</sup>によるまちづくりを推進します。
- ・市民に向けて分かりやすく透明性を確保した行政情報を提供し、施策形成の過程から積極的に市民が参画できる環境を整備します。

### 2 地域の個性をいかした住民自治の推進

- ・市民や地域の自己決定・自己責任による、地域社会の形成に向けた活動を、積極的に支援します。

### 3 地方拠点都市としての先導的役割の充実

- ・国・県からの権限や財源の移譲を促進し、中核市<sup>3</sup>制度の一層の充実と地方分権の推進を図り、地方自治の自主性と自立性を高め、市民生活に密着したまちづくりを推進します。
- ・長野広域連合<sup>3</sup>の中心的自治体として広域行政の充実・強化を図り、効率的な事務処理や住民サービスの提供を推進します。

#### 4 行政改革の推進と効率的な行財政運営

- ・行政のスリム化、効率化による小さな市役所の実現を目指します。
- ・民間活力の積極的な活用を図り、一層の行政改革の推進による、行政運営を推進します。
- ・民間活力の積極的な活用を図り、一層の行政改革による行政運営を推進し、行政のスリム化、効率化による小さな市役所の実現を目指します。
- ・適正な負担と財源の安定的な確保を図り、効率的な配分により健全な財政運営を推進します。

#### 5 成果重視による市民満足度の高い行政経営の推進

- ・市民ニーズや行政課題に即応できる組織体制や人材の育成等を積極的に進めるとともに、市民に提供するサービスや事業の成果を検証し、その結果を重視した、市民の満足度を高めていく行政経営を推進します。

- 1 行政の経営資源・・・ 行政が保有している、人材、人脈などの人的資源（ヒト）・土地、建物、設備など物的資源（モノ）・予算、資金（カネ）などの行政活動を行うための資源のこと。
- 2 協働・・・ 市民と行政等の各主体が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって働くこと。
- 3 中核市・・・ 人口30万人以上で、面積100km<sup>2</sup>以上（人口50万人未満の場合）の都市を対象として、政令指定都市に準じた事務権限を都道府県から移譲された市のこと。
- 4 長野広域連合・・・ 広域的な事務や各市町村が単独で行うことが難しい高度な事務などを処理するための広域行政組織で、長野市を含む3市5町3村の11市町村から構成されている。

## 豊かな自然環境と調和した快適に暮らせるまち

### まちづくりの方向性

環境への負荷の低減の義務化等地球温暖化対策として温室効果ガス<sup>1</sup>の削減が急務となっており、地球規模での様々な環境問題への取組が求められている中において、市民、事業者及び行政のパートナーシップ<sup>2</sup>により、豊かな自然環境を保全し、限りある資源が循環する、環境に調和した長野らしいまちを目指します。

#### < 施策の視点 >

- ・豊かな自然と調和し、共生するまちづくり
- ・市民の環境に対する意識の高揚
- ・市民、事業者及び行政が一体となった協働<sup>3</sup>体制の推進
- ・家庭や地域における環境に対する取組の推進

### 1 豊かな自然環境の保全と創造

- ・市民、事業者及び行政が一体となった地球温暖化防止対策を促進します。
- ・家庭、学校及び地域等における環境教育や環境学習の充実により、市民一人ひとりの環境問題に対する意識の高揚を図ります。
- ・次の世代に継承したい自然環境の保全と創造<sup>4</sup>するとともに、多様で豊かな生態系の維持を図ります。

### 2 資源が循環する環境共生都市<sup>4</sup>の実現

- ・家庭や事業所等での省エネルギーの促進を図るとともに、新エネルギー<sup>5</sup>等の活用による、自然環境と共生する都市の実現を目指します。
- ・3R<sup>6</sup>（リデュース・リユース・リサイクル）の意識の醸成を通じた、持続可能な資源循環型社会の実現を目指します。

### 3 安全で快適な生活環境の形成

- ・不法投棄の未然防止を図るとともに、環境の悪化を防止するため、適正な廃棄物の処理を推進します。
- ・都市・生活型公害<sup>7</sup>の監視・指導により、市民生活における身近な生活環境の保全を図ります。
- ・高齢者や障害のある人が安心して暮らせる居住環境の整備を推進します。
- ・安全でおいしい水の安定的な供給を図るとともに、全戸水洗化を目指した公共下水道等の普及を推進します。

### 4 潤いと個性ある調和のとれた景観の形成

- ・自然環境や風土と調和した緑化・親水空間の創造を図ります。
- ・市民、事業者及び行政のパートナーシップによる地域の特色をいかした良好な景観の形成を図ります。

- 1 温室効果ガス 太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある二酸化炭素やメタン等のガスのこと。
- 2 パートナーシップ 立場の異なる組織や人同士が、対等かつ自由な立場で、明確かつ共通する目的のために協働できる関係のこと。
- 3 協働 市民と行政等の各主体が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって働くこと。
- 4 環境共生都市 人が多様な自然や生物と共に生きられる環境への負荷が少ない都市
- 5 新エネルギー 自然の力を利用したり、今まで使われずに捨てていたエネルギーを有効使用する、新しいエネルギーのことであり、具体的には太陽光発電、太陽熱利用、風力発電等がある。
- 6 3R リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つのRの総称であり、リデュースはごみを減らすこと、リユースは使える物は繰り返し使うこと、リサイクルはごみを資源として再び利用すること。
- 7 都市・生活型公害 近隣騒音、生活雑排水による河川・湖沼の汚染等の都市活動や生活に密接に関係する公害のこと。